

火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十一号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第四条まで  
別表（第二条関係）  
（現行のとおり）

第一条から第四条まで  
別表（第二条関係）  
（略）

事務	名称	額	徴収時期
一から十まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
十一 （現行のとおり）	（現行のとおり）	一万八千円	（現行のとおり）
十二から十四まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事務	名称	額	徴収時期
一から十まで （略）	（略）	（略）	（略）
十一 （略）	（略）	一万七千円	（略）
十二から十四まで （略）	（略）	（略）	（略）